

平成二十九年六月一日提出
質問第三五四号

パスポートの氏名表記に結婚前の旧姓を併記することに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

パスポートの氏名表記に結婚前の旧姓を併記することに関する質問主意書

パスポートの氏名表記について、政府が希望者全員に結婚前の旧姓を併記することを認める方針を固めたと報道されている。現在は旧姓での活動実績を示す書類の提出が必要だが、二〇一九年度をめどに旧姓併記を自由化することである。

そのことを踏まえ、次の問いに答えられたい。

- 一 パスポートにおいて旧姓併記を自由化する制度改正の趣旨・目的はどのようなものであるか。
- 二 旧姓併記自由化のため、役所の作業量や必要予算の増大がどの程度だと想定しているか。
- 三 旧姓併記自由化により、諸外国の旅券制度との整合性は高まることになるか。
- 四 旧姓併記自由化のため、法律改正が必要となるか。あるいは、政省令等の改正のみで行うことが可能か。
- 五 複数回の結婚、離婚の結果、複数の旧姓がある者がパスポートの発給を申請した場合、すべての旧姓について表記を認めるのか。また、複数の旧姓のうち申請者の判断で一つだけを選んで表記することは可能か。

六 上記(五)の場合、パスポートの人定機能が低下し、組織犯罪等に利用される可能性が高まる恐れもあると考えられるが、何らかの対策を検討しているか。

右質問する。